**令和８年（フ）第２７６号**
盛岡市西仙北一丁目37番４－101号
債務者　鈴木　　仁
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**令和８年（フ）第２７３号**
静岡県磐田市見付2111番地４　Ｂ22―11
債務者　山田　千尋（旧姓　齋藤）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和８年（フ）第１０４号**
香川県小豆郡土庄町小海甲248番地18
債務者　濵本　　茜
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和８年（フ）第１４１号**
香川県高松市香南町横井257番地３
債務者　谷本　　綾
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和８年（フ）第１８９号**
香川県高松市多肥下町127番地３
債務者　西尾眞理子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和８年（フ）第７５号**
長崎県大村市松並２丁目1131番地26　松並コーポ25
債務者　有田　雅美
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**令和８年（フ）第２５号**
長崎県島原市新町１丁目222番地４
債務者　坂木　武史
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**令和８年（フ）第１０３号**
鹿児島県鹿屋市吾平町下名771番地４
債務者　神之園　照秋
1　決定年月日時　令和８年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**令和８年（フ）第７３４号**
宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字境15番地10、従前の住所仙台市宮城野区小鶴１丁目４番30号
債務者　松下　友佳
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第７７８号**
宮城県富谷市太子堂１丁目16番19号
債務者　早坂　優美
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第７８５号**
仙台市青葉区木町通２丁目１番55―503号、従前の住所仙台市青葉区上杉１丁目14番20―405号
債務者　山藤　幸江
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第７９３号**
仙台市若林区遠見塚１丁目21番33号　遠見塚ビレッジⅡ－西
債務者　田村　悠斗
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第８０２号**
宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一15番地の14　ルーレット松島102号、従前の住所宮城県宮城郡松島町高城字町77番地
債務者　地主　忠惠
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第８２０号**
仙台市太白区茂庭台４丁目26番３－403号
債務者　下山　信一
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第８２２号**
仙台市青葉区国見ケ丘５丁目11番11号　パルハイツ202、従前の住所仙台市青葉区国見ケ丘６丁目126番地の91　シャロームM202
債務者　菅原　広久
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和８年（フ）第８３９号**
仙台市泉区泉中央４丁目１番地の６　クラウド泉中央Ｗｅｓｔ303、従前の住所仙台市青葉区山手町14番21－５号　ファイゾニア山手町201
債務者　大久保　楓
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係